

農業委員会 だより

第10号

令和4年10月

編集・発行

別海町農業委員会

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-79-6045

E-mail nougyou@betsukai.jp



目次

令和3年度農業委員会活動報告	2
農地の賃借料情報の提供について	2
農地を耕作目的以外に使用する場合は原則、農地法の許可が必要です	3
農地の売買・贈与・賃借等をしたいとき、お近くの農業委員へ相談を!	3
農業委員への女性登用の推進について	3
北海道選出国会議員への要請活動	4
農地の権利移動の方法として	4
農業者年金の制度が一部改正されました	5
年金の種類～(保険料と給付の関係) 農業者老齢年金・特例付加年金とは	5
第24期別海町農業委員・事務局機構図	6
編集後記	6

令和3年度活動報告

農業委員会における主な活動は毎月1回開催される農業委員会総会の他に地区推進委員会による①農地の有効利用の推進②地域農業振興対策の推進③担い手の育成対策の推進④農業者年金対策の推進⑤情報活動の推進などの活動がありますが、令和3年度における農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。



【農地法第3条許可申請～98件】

- 当事者同士による相対での賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続き。
この手続きを行わない貸借や所有権移転は無効となる。また、農地の貸借や所有権の取得は農地法により、農業者か同法に規定されている条件を満たした農地所有適格法人でなければならない。

【農地法第4条許可申請～25件】

- 農業者等による農地の自己転用を行う場合の手続き。
農業用施設や農業者用住宅の建設の際に行う場合が多い。



【農地法第5条許可申請～19件】

- 農地を転用目的により貸借や売買を行う際の手続き。
山砂等の地下資源採取などの一時的に利用する場合が多い。

【現況証明願い～26件】

- 当証明願いのあった土地が農地または採草放牧地か否かを証明する手続き。
登記簿上の地目を畑から変更する際に行う場合が多い。

【農用地利用集積計画～229件】

- 農地法3条許可申請と同様に賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続きであるが、農業経営基盤強化促進法により市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額や権利の取得者は、農業委員会の仲介により決定することが必要。
譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税などの軽減等のメリットがある。

【農地法第18条～37件】

- 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等に関して農業委員会の許可が必要です。

【その他の証明～75件】

賃借料情報

令和3年1月から12月までに許可（公示）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料（1ha当たりの牧草畑）は、以下のとおりとなっています。

地域区分	平均額	最高額	最低額	件数	備考
別海	23,296円	36,025円	5,026円	34件	別海、中西別、上風連、奥行、本別海、走古丹
西春別	27,772円	40,000円	14,241円	24件	西春別、泉川、矢臼別
中春別	21,179円	45,098円	8,530円	11件	中春別、豊原、美原、床丹、尾岱沼、野付
上春別	33,548円	39,996円	24,366円	20件	上春別、本別、大成

※地域区分は、別海町農業委員会推進委員会の各推進委員会担当地区

農地を耕作目的以外に 使用する場合は、原則、

農地法の許可が必要です

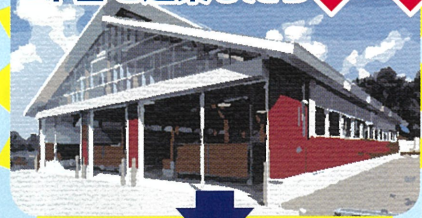


農地に牛舎を
建築するので、
農地法の手続きについて
相談しに来たよ

以下に当てはまるときは、
まず、農業委員会に相談しましょう

- ☐ 農地に牛舎や農機具格納庫など農業経営に関わる施設を整備しようとするとき
- ☐ 農地に、住宅を建てようとするとき
- ☐ 農地を、地域のイベントなどの臨時駐車場として一時的に利用する場合 等々

農地法の許可なく、
牛舎を建築したら



転用違反

- ▶ 農地は国民のための限られた資源であり、農業生産基盤を守るために農地法があります。
農地を利用される方は、農地法も守っていきましょう。
- ▶ 農地法に違反すると、罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金・法人の場合は、1億円以下の罰金）が科せられる場合があります。

《問い合わせ先》 別海町農業委員会事務局 農地調整担当
電話 0153-75-2111 内線 1814 番

【農地の売買・贈与・賃借等をしたいとき、お近くの農業委員へ相談を！】

- ◆ 農地を買いたい・売りたい・農地を借りたい・貸したいときには、まずはお近くの農業委員に相談ください。
- ① 農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。
- ② 農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もありますので、詳細については農業委員会までお問い合わせください。（農地の売買に農地法3条の許可が不要で、売った際に係る譲渡所得について特別控除があるなどメリットがあります。）

あなたも農業委員に
なりませんか？



農業委員への女性登用の推進について

国の第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を達成するよう定められています。

現在、当町においては女性農業委員は1名の方に奮起していただいておりますが、豊かな農村を守り、地域農業を元気にしていくためには女性の力が必要です。

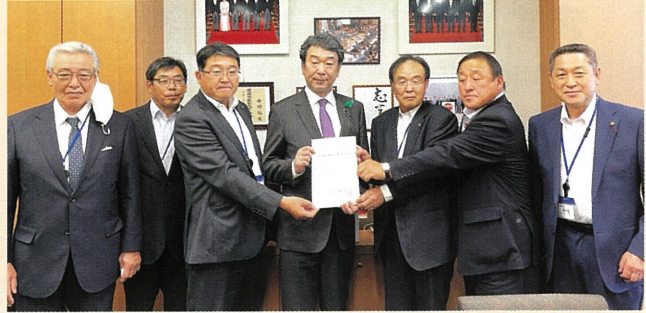
次回令和5年の改選の際は女性ならではの視点で現場活動を推進していくため、農業や地域活動に熱心に取り組まれている女性が輩出されることを期待します。

令和4年度 北海道選出国會議員への要請活動

例年5月末に東京都で開催される「北海道選出国會議員への要請集会」は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から本年度も中止となりましたが、(一社)北海道農業会議の役員等8名による要請活動が5月30日から6月1日までの3日間実施されました。当農業委員会の小野榮一会長も(一社)北海道農業会議の理事として同行し、令和5年度の農業政策・予算について北海道選出の国會議員16名の元を訪れ要請活動に参加しました。



鈴木宗男参議院議員 (中央)



中村裕之農林水産副大臣 (中央)

根室管内の農業委員会で組織する根室地方農業委員会連合会につきましても、同じ時期の5月31日に東京都で開催された全国農業委員会会長大会に合わせて釧路地方農業委員会連合会との合同による北海道選出国會議員への独自要請活動を行いました。

要請先 鈴木貴子衆議院議員 (外務副大臣)、鈴木宗男参議院議員
伊東良孝衆議院議員

要請内容 「新型コロナウイルス感染症の影響緩和」
「国際貿易協定における基本的な姿勢について」
「人・農地に関する課題の解消」
「農業経営に関する支援」
「野生鳥獣による農作物被害対策について」

農地の権利移動の方法

相続でのトラブルを避けるため、後継者への農地の権利移動の方法として

生前に所有権を移転するためには、大きく2通りの方法がありますが、いずれも農地法の許可が必要となります。

また、どの制度を活用するかは、当事者の問題であり、税理士さんにご相談し決めていただきたいと思います。

制度の内容や要件等詳細については、農業委員会事務局に問い合わせください。

贈与税の納税猶予制度

この制度は、生前に後継者に一括贈与するもので発生する贈与税の納税を猶予される制度です。

猶予された贈与税は、贈与者又は受贈者が亡くなったときに免除されるものです。

しかし、納税猶予制度には、猶予の要件があり、離農や農地の売買、住宅への転用を行うと利子税とともに猶予された贈与税を納付しなければなりません。

相続時精算課税制度

この制度は、生前に後継者に農地を贈与したときに、発生する贈与税について、税の申告時に「相続時精算課税選択届出書」

を税務署に提出いたします。

その後贈与した人が亡くなった時に、すべての贈与財産の価格を相続財産の課税価格に加算して計算した相続額が2,500万円を超えた分に一律20%の贈与税が課税されます。

この制度を受けるには、親子である事や年齢等の要件があります。

農業者年金の制度が一部改正されました！

あつぎの妻は、夫が
経営主になるまで政策
支援加入ができず保険
料が…



令和4年1月から

35歳未満の要件をみたす人は
月額1万円からの加入が可能に！

※これまで政策支援加入することができず、2万円からの保
険料納付が難しかった人も加入しやすくなりました。

まだまだ元気だから
70歳から年金を受給
したい！



令和4年4月から

受給開始時期を自分で選択する
ことができます！

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上で経営継承を行った段階

もっと長く保険料を
積み立てたいなあ



令和4年5月から

加入可能年齢を65歳まで引き
上げることができます！

※60歳時点で国民年金への加入が40年（480月）に満たない
人が、国民年金に任意加入し、付加保険料400円を納付する
ことで、農業者年金にも続けて加入することができます。

～年金の種類～（保険料と給付の関係） 農業者老齢年金、特例付加年金とは？

【通常加入】

○ 通常加入で保険料を支払われた方は、**農業者老齢年金**として年金を受給します。

通常保険料＋運用益

65歳から

農業者老齢年金

【政策支援加入】

○ 保険料の国庫補助を受けて加入（政策支援加入）された方は、国庫補助による保
険料補助とその運用収入分を**特例付加年金**として、併せて、ご自分で支払われ
た保険料、通常加入に切り替え後の保険料とそれらの運用収入分を**農業者老齢
年金**として受給することになります。

国庫補助＋運用益

経営継承

特例付加年金

特例保険料＋運用益

65歳から

農業者老齢年金

老後の備えは国民年金＋農業者年金で！

終身年金です！ 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

別海町の年金受給者 828人
加入者 556人（加入率約62%）
令和4年3月末現在

《問い合わせ先》
別海町農業委員会事務局 総務担当
電話0153－75－2111 内線1812番

【別海推進委員会】										【中春別推進委員会】										【西春別推進委員会】										【上春別推進委員会】																					
委員長		副委員長		推進委員		委員長		副委員長		推進委員		委員長		副委員長		推進委員		委員長		副委員長		推進委員		委員長		副委員長		推進委員																							
信夫	重勝	浦山	宏一	中洞	薫	石毛	剛	羽石	健一	加藤	和広	竹花	新吉	中村	繁男	市川	義晴	及川	哲夫	木幡	誠	大内	敏光	小野	榮一	伊藤	一吉	内藤	宏幸	富山	友子	芳賀	均	加藤	真純	林	武雄	押田	賢二	藤井	実	阿部	浩	藤田	浩義	山崎	茂	小島	敏	山田	良雄

事務局機構図

(令和4年4月1日現在)

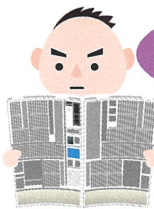
事務局 事務局長 内山 宏

総務担当 主幹 榎木 直人

主事 佐藤 大樹 主事 佐藤 美稀

- ① 農業委員会の総会に関する事。
- ② 農業委員会規則等の制定または改廃に関する事。
- ③ 農業委員会職員の人事服務に関する事。
- ④ 告示等に関する事。
- ⑤ 公印の管守に関する事。
- ⑥ 審査請求、訴訟、陳情に関する事。
- ⑦ 予算の編成及び経理に関する事。
- ⑧ 補助金等の事務に関する事。
- ⑨ 文書及び物品に関する事。
- ⑩ 農業者年金に関する事。
- ⑪ 備品等の維持管理に関する事。
- ⑫ 農業委員会の任命に関する事。
- ⑬ その他農業委員会に関する事。

◆購読料：月額700円(送料・税込み)



全国農業新聞を
購読しよう！

新聞購読のお申し込みは、
農業委員会事務局へ
☎ (0153) 75 - 2111

農地調整担当 主査 山下 真弘

主任 志渡 正勝 主任 川原 浩貴 主事 齊藤 一真

- ① 農用地等の権利移転、使用収益権の設定および転用に関する事。
- ② 農用地等の利用関係のあっせん及び争議防止に関する事。
- ③ 農用地等の売渡、検査及び買(収)戻等に関する事。
- ④ 農用地等の登記事務に関する事。
- ⑤ 国有農地の所管換、所属替及び売却に関する事。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法に関する事。
- ⑦ 農地保有合理化事業に関する事。
- ⑧ 農地所有適格法人関係に関する事。
- ⑨ 現況証明等に関する事。
- ⑩ 農業者関係資金に関する事。
- ⑪ 農用地の贈与税、不動産取得税猶予適格証明願いに関する事。
- ⑫ 農地の調整に関する事。
- ⑬ 農用地等集団化事業に関する事。
- ⑭ 集団化事業の調査啓もう及び情報宣伝に関する事。
- ⑮ 農地中間管理事業に関する事。
- ⑯ 農地台帳に関する事。



編集後記

さわやかな秋風が吹き二番草収穫の季節になりました。
今年の夏はなかなか晴れ間の見えない空模様に悩まされた方が多かったのではないのでしょうか。

おかげさまで「農業委員会だより」も第10号の節目を迎えることができ
協力いただいた方々に感謝しているところです。

酪農を取り巻く環境は厳しさを増していますが役立つ農地や農業者年金
などをお知らせしていきますので、一読していただければと思います。



広報委員長
信 夫 重 勝